

鈴鹿都市計画地区計画の変更（鈴鹿市決定）

都市計画 庄野羽山四丁目地区 地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

	名称	庄野羽山四丁目 地区計画
	位置	庄野羽山四丁目 地内
	面積	約27.1ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は旧紡績工場跡地で、現在土地利用転換が進み、商業機能の集積が進んでいる。これらの機能を今後も維持・向上することを地区計画の目的とする。
	土地利用の方針	本地区は、現在大規模商業施設や映画館等の娯楽施設等の集積が図られており、この環境の維持・向上を図る。
	地区施設の整備の方針	当地区における地区施設は、現在整備されている施設の機能が損なわれないように維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	本地区については、商業地としての土地利用を維持・向上させることを目的としているため、戸建住宅や小規模店舗に敷地が再分割されないように、敷地面積の最低限度を定める。また、隣地の住宅地との離隔のため壁面の位置の制限を行う。

2. 地区整備計画

地区の名称		庄野羽山四丁目地区
面積		約27.1ha
地区整備計画	建築物等に関する制限	建築物等の用途の制限
		敷地面積の最低限度
		壁面の位置の制限
<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第2(イ)項第1号に掲げるもの (住宅)</p> <p>(2) 建築基準法別表第2(イ)項第2号に掲げるもの (住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの)</p> <p>1,000㎡</p> <p>道路境界線及び隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は次のとおりとする。</p> <p>1 都市計画道路からの距離 3.0m</p> <p>2 1号に掲げる以外の道路からの距離 1.0m</p> <p>3 隣地境界線からの距離 3.0m</p> <p>地区計画の対象区域，地区整備計画を定める区域，壁面の位置の制限を行う区域は計画図表示のとおり。</p>		